

④ 1 工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。

2 ※欄には、記入しないこと。

3 確認申請書の正本に2部、副本に1部を添付すること。

4 「基準時」とは、建築基準法施行以後、地域地区の指定変更、公共事業の施行等による敷地面積の減少（同法第86条の9）によりはじめて不適格となった日をいう。

5 建築基準法施行令第137条の7、第137条の12第4項又は第137条の16の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。

6 建築物の配置図及び各階平面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。

7 検査済証、登記事項証明書等の根拠となる書類を添付すること。